

令和5年度 新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業 仕様書

1 事業名

令和5年度 新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業

2 制度の趣旨

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

3 提案を募集する課題（テーマ）

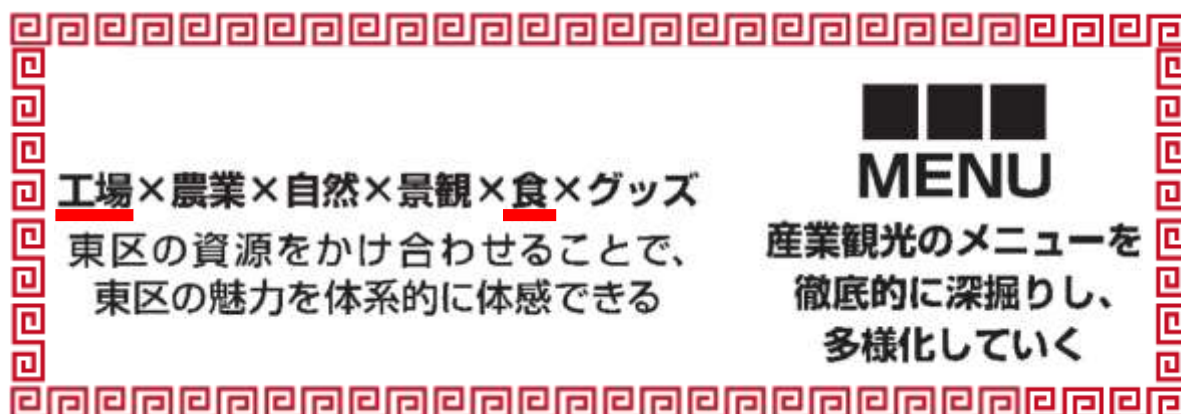
「産業のまち」＋ ラーメンを活用したにぎわいの創出

4 課題の背景・目的

新潟市東区は明治時代後期に、山の下地区に車両工場が建設されて以来、中小の工場が集積して発展してきた「産業のまち」で、現在でも製造業の事業所数ならびに従業者数は市内8区の中で最も多い。

令和5年度よりスタートした「東区区ビジョンまちづくり計画」では、区の特徴である産業と多様な魅力を連携させ、様々な取り組みを行いながら、区の魅力向上を図るとともに、取り組みに関わる人々が地域人材として還元されることで持続可能なまちづくりを目指している。

本事業における提案募集にあたっては、区内大学生と区の将来像について意見交換を行った際の提案を受け、東区に数ある魅力の中でも、東区といえばコレという「食」の魅力に注目し、区内に40以上の店舗がある「ラーメン」と産業の「ものづくり」をコラボレーションさせて、東区への関心を高め、交流人口・関係人口の拡大につなげていくことを目的としている。



区内大学生から提案された東区の将来像（一部）

5 提案事項

(1) 提案にあたっては、以下のア・イを全て実施すること。

ア 「東区といえば『産業とラーメン』」の認知度向上

※認知度向上の一環として、令和5年度に実施する「にいがた2km食花マルシェ2023（仮称）」において、東区内のラーメン店と連携し、区内の特産品を活用して東区役所ブース出展枠において出店すること。

【にいがた2km食花マルシェ2023（仮称）について】

新潟市の強みである8区の食と農の魅力を市内外に発信するため、“にいがた2km”エリアにおいてマルシェを開催。令和5年度開催の詳細については後日公表予定（令和5年10月上旬開催予定）。令和4年度の開催状況は市ホームページに掲載。

（https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/shokutohana/shokuhana20220704.html）

イ 「産業のまち東区」オープンファクトリーとの連携

【「産業のまち東区」オープンファクトリーについて】

ものが生まれる現場を公開し「ものづくり」と「ものづくりのまち」の魅力を伝えるオープンファクトリーの開催を支援し、区内外に多様な産業の魅力を発信することを目的として実施。

実施時期：令和5年10月27日（金）～28日（土）

会場：オープンファクトリー参加企業および特設会場周辺（東区内）

(2) 留意事項

ア 提案にあたっては、東区内のラーメン及びラーメン店について分析したうえで提案すること。

イ 提案事業が複数年度にわたる場合、各年度に実施する事業内容が分かるように提案すること。

ウ 取り組みの成果を報告すること。

6 事業提案について

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案すること。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられるため、事業を継続し続けることが絶対条件ということではない。

7 事業採択の概ねの判断基準

補助対象として採択される事業は、概ね以下の(1)~(5)の要件について審査し、決定する。

なお、事業の一部を他に委託する場合、その委託料が事業全体にかかる経費の50%以下となるようにすること。

- (1) 課題（テーマ）に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (2) 市民満足度が高まることが期待できる事業
- (3) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (4) 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積もり等が適正である事業
- (5) 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれる事業

8 応募資格および提案数について

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

9 補助金および補助対象経費について

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

10 事業のスケジュール・選定と審査基準について

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

11 本事業に関する質問および回答について

本事業及び本仕様書に関する質問については、電子メールにて行うこと。質問受理後、市ホームページに回答を掲載するとともに、電子メールにて随時回答する。

12 提案書の提出

- (1) 提出書類様式は別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおりとする
- (2) 提出部数は正本1部、副本14部とする。
※社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
※ホチキス止めや製本はせず、ゼムクリップ等で止めて提出すること
- (3) 提出期限は令和5年5月31日（水）午後5時まで（必着）

- (4) 提出方法は持参または郵送によるものとする。
※持参の場合は市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は提出期限まで必着とする。
- (5) 提案書提出後の追加及び変更は認めない。また、提出後に提案を辞退する場合は
辞退届（任意様式）を提出すること

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」及び「まちづくりパートナーシップ事業補助金交付要綱」に準じる
他、市と事業採択者との協議において決定する。

14 提出・問い合わせ先

〒950-8709

新潟市東区下木戸1丁目4番1号

東区役所 地域課 企画係 まちづくりパートナーシップ事業担当 山本・山田

TEL 025-250-2110（直通） Mail chiiki.e@city.niigata.lg.jp